

# 第3章

## 計画を推進する上での配慮事項

本章では「計画を推進する上での配慮事項」として、都市緑地法第4条に基づき緑の基本計画に定めることができるとされている「緑地の保全」及び「緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理」等に関する事、また、「杜の都・仙台」の象徴的なみどりである「街路樹の整備及び管理」等に関する事について、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

## 【本章の掲載内容】

### 1. 緑地保全に関する事

#### (1) 緑地保全制度の運用

### 2. 都市緑化に関する事

#### (1) 緑化重点地区の運用

#### (2) 市街地等における建築物等の質の高い緑化の推進

### 3. 都市公園に関する事

#### (1) 「公園マネジメント」の推進

### 4. 街路樹に関する事

#### (1) 「街路樹マネジメント」の推進

## 1

## 緑地保全に関すること

## (1) 緑地保全制度の運用

本市では特別緑地保全地区や保存緑地などの地域制緑地の指定や、保存樹木等の指定など様々な制度を運用して緑地の保全を図ってきました。これまで指定してきた良好な緑地や樹木について引き続き適切に保全を図っていくとともに、法令等により担保されていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地の保全についても検討を進めます。

## ①都市緑地法に基づく緑地保全制度

## 1) 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条）

## i) 概要

- ・都市計画区域内の緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより、その良好な自然環境を現状凍結的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図る制度。行為については許可制。

## ii) 指定状況

- ・令和3年6月1日現在 6箇所 99.8ha（蕃山, 枅江, 燕沢三丁目, 郷六, 東原, 八木山弥生町）

## iii) 運用の考え方

## ●指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討します。
- ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区への移行を目指します。
- ・特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れを行った保存緑地については、順次特別緑地保全地区の指定を進めます。

## ●施設の整備について

- ・下刈や間伐などの適切な樹林地管理による現状の保全を基本としつつ、保全上必要となる場合は、立ち入り防止柵や土留めの設置など最小限の施設整備を行います。
- ・緑地の特性により、樹林を活用した森林浴や散策、自然観察や環境教育などに利活用する場合は、必要な範囲で園路やベンチ等の整備を行います。

### ●土地の買入れについて

- ・土地所有者による緑地の管理を前提としながら、保全のため必要があるときは、特別緑地保全地区に指定していない土地について、特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れによる公有地化を進めます。
- ・特別緑地保全地区に指定した土地について、当該土地の買入れの申し出があった場合は、都市緑地法の規定に基づき、土地の買入れによる公有地化を進めます。

### ●買入れた土地の管理について

- ・各々の樹林地の特性に応じ、保全と利活用の両面を踏まえた管理方針を適宜定めることとします。
- ・下刈や間伐などの適切な樹林地管理を行い、生物の生息・生育空間の確保や、雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させます。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。



栢江特別緑地保全地区

## 2) 緑地保全地域（都市緑地法第5条）

### i) 概要

- ・里地・里山など都市近郊の比較的広域的な見地から保全の必要がある緑地について、届出・命令制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度

### ii) 指定状況

- ・指定実績なし

### iii) 運用の考え方

#### ●指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、里地・里山など都市計画区域又は準都市計画区域内で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定を検討します。
- ・指定に当たっては、土地所有者の協力を得ながら効果的に緑地の保全を図るために他の緑地保全制度と比較検討を行います。

### ●指定した土地の保全について

- ・当該地域内の緑地の保全に関する緑地保全計画を定め、行為の規制又は措置の基準を定めるほか、保全に必要な施設の整備、管理協定に基づく緑地の管理、市民緑地契約に基づく緑地の管理を適宜定めることとします。

## 3) 保全配慮地区（都市緑地法第4条）

### i) 概要

- ・都市緑地法第4条において緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を保全配慮地区として位置付け、法律や条例に基づく地域制緑地や施設緑地に該当しないまとまった樹林地について今後保全を図るための有効な手段とします。

### ii) 指定状況

- ・保全配慮地区の指定実績はありませんが、保全配慮地区候補地として5地区設定（洞雲寺地区、鶴ヶ谷地区、川内地区、安養寺地区、三神峯地区）しています。

### iii) 運用の考え方

#### ●保全配慮地区候補地の再評価

- ・前緑の基本計画において、保全配慮地区の概ねの位置を候補地として5地区設定していましたが、これらについて自然条件や社会的・経済的状況の変化が見られることから再評価を行います。

#### ●新規指定地の検討

- ・保全配慮地区の設定にあたっては、自然生態系の保全、風致・景観の保全、都市防災機能の向上、市民の自然とのふれあいの場の提供などの社会的・経済的な観点から、樹林地の総合的な評価を行い、概ねの位置を候補地として設定します。保全配慮地区候補地とした箇所については、より詳細な調査を行った上で、市民や事業者との協働のもと、特別緑地保全地区、緑地保全地域、保存緑地、緑地協定による保全や、市民緑地制度など法律や条例の制度による緑地保全施策を講じることとします。

## 4) 市民緑地（都市緑地法第55条、第60条）

### i) 概要

- ・民有地における緑の創出と保全を推進するため、土地又は人工地盤、建築物などの所有者が自らの土地などを市民が利用できる緑地や緑化施設として提供することを支援・促進する制度。本制度には、都市計画区域又は準都市計画区域において、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結して市民緑地を設置管理する制度（市民緑地契約制度）と、緑化地域又は緑化重点地区において、民間主体が作成し、認定を受けた計画に基づき市民緑地を設置管理する制度（市民緑地認定制度）があります。



## ii) 指定状況

- ・市民緑地契約制度 令和3年4月1日現在 1箇所（卸町二丁目市民緑地）
- ・市民緑地認定制度 実績なし

## iii) 運用の考え方

- ・市街地における民有地の緑化や残された樹林地の保全を図り、又は都市公園が不足している地域において緑地やオープンスペースの確保などを図る有効な手段の一つとして、事業者や個人が所有する土地、使い道が失われた空き地などの民有地を有効活用し、市民の活動の場となる緑地空間を創出する市民緑地制度の活用を図ります。
- ・緑地の適切な管理が図られるよう必要な支援を行います。



卸町二丁目市民緑地

## 5) 緑地協定（都市緑地法第45条、第54条）

## i) 概要

- ・都市計画区域又は準都市計画区域における相当規模の一段の土地又は道路、河川などに隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者など全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度

## ii) 指定状況

- ・令和3年4月1日現在 24箇所 191.27ha

## iii) 運用の考え方

- ・本制度は、杜の都にふさわしい緑豊かな街並みを市民の自主的な取組みにより形成する有効な手段であることから、新規の住宅街区整備事業があった場合に緑地協定の締結を行うことができるよう事業者などへの周知や普及啓発を行います。
- ・本制度により緑地協定を締結した地区については、認可した協定の内容に沿った緑地の保全又は緑化が図られるよう必要な支援を行います。



泉区紫山における緑地協定

## ②都市計画法に基づく緑地保全制度

### 1) 風致地区（都市計画法第8条）

#### i) 概要

- ・都市計画法に基づき、都市の風致（自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するため定める地区制度。

#### ii) 指定状況

- ・令和3年4月1日現在 8箇所 270.9ha（大年寺，八木山，愛宕山，霊屋，大崎八幡，北山，台ノ原，安養寺）

#### iii) 運用の考え方

##### ●制度の運用

- ・本制度においては、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を、仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例により許可制とすることで緑地の保全を図っており、引き続き本制度の運用により良好な緑地の保全を継続していきます。

##### ●保全の担保性の向上

- ・本制度においては、政令や条例で定める許可基準（建築物の高さ・建ぺい率、植栽面積、切土・盛土の高さ等）に適合する一定の開発行為等は許容しているため、そうした土地利用との調和を図りながら、特別緑地保全地区等の他の緑地保全制度の活用により保全の担保性を高める方策について検討を進めます。



安養寺風致地区

### ③ 杜の都の環境つくる条例に基づく緑地等保全制度

#### 1) 保存緑地（杜の都の環境をつくる条例第 11 条）

##### i) 概要

- ・市街化区域内の私有地を主体に、樹林地、水辺地、社寺林など緑の骨格となる良好な緑地について、土地所有者の理解と協力のもと、建築行為などの一定の行為を制限することで、緑地の保全を図る制度。行為については届出制。

##### ii) 指定状況

- ・令和 3 年 4 月 1 日現在 40 箇所 643.34ha

##### iii) 運用の考え方

- ・これまで指定した保存緑地について、自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、保全を図ります。
- ・保全の担保性を高めるため、特別緑地保全地区（都市緑地法）や都市公園（都市公園法）への移行を目指します。
- ・土地所有者による管理を前提としながら、指定から 40 数年が経過し、土地所有者の高齢化や相続等社会的な変化が想定される中、安定した保全のため必要があるときは、土地の買入れや寄附受入による公有地化を行います。
- ・下刈や間伐などの適切な樹林地管理を行い、生物の生息・生育空間の確保や、雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させます。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。
- ・市街地に近い里山や市街化区域で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定の検討を行います。



旗立保存緑地



青葉山保存緑地



## 2) 保存樹木・保存樹林（杜の都の環境をつくる条例第19条）

### i) 概要

- ・地域の美観風致を維持するため、樹木又は樹木の集団（樹林）の保存に関し必要な事項を定め、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するための制度

### ii) 指定状況

- ・令和3年4月1日現在 保存樹木 174件（179本）  
保存樹林 19件

### iii) 運用の考え方

- ・本制度では市民の協力のもと、地域の美観風致を代表する居久根等の屋敷林や社寺林、由緒ある名木、永い歴史を生きてきた古木を保全しており、今後も所有者への支援を継続しながら保全を図ります。
- ・名木・古木や屋敷林・社寺林は、杜の都にふさわしい貴重なみどりであることから、歴史的な由来を持つ都市公園や彫刻などの文化的資源と連携した活用策について検討します。
- ・仙台を象徴し市民の誇りとなるみどりを「(仮称)新わがまち緑の名所100選」として市民協働により選出し、広く市民に紹介するとともに「杜の都・仙台」の魅力として内外に発信します。



保存樹木  
東二番丁小学校のクスノキ



保存樹木  
子平町のフジ



保存樹林  
泉区野村の屋敷林



保存樹林  
太白区柳生の屋敷林



保存緑地 (杜の都の環境をつくる条例)

令和3年6月1日現在  
(40箇所, 643.34ha)

No.	名称	面積(ha)	No.	名称	面積(ha)
1	青葉山	356.30	25	東原	2.66
2	旗立	33.58	26	金剛沢	2.35
3	善応寺	2.93	27	一高山	8.68
4	西山	1.65	28	放山	99.91
5	安養寺	4.48	29	大拙庵	0.44
6	木皿山	5.76	30	ラ・サールホーム	0.35
7	奥津森	0.51	31	藤松	1.04
8	瞑想の森	4.18	33	北山	14.60
9	東照宮	3.73	34	村上山	0.61
11	大崎八幡	4.26	35	愛宕山	4.25
12	霊屋	8.35	37	西の平	0.65
13	北川山	3.16	38	橋本農園	4.63
14	国見四丁目Ⅰ	9.36	39	あびこの杜	0.95
15	向山高校	0.55	40	大泉山Ⅱ	0.56
17	案内沢北	0.81	41	上野山	4.39
18	仙岳院	0.69	42	大年寺山	7.43
20	一の坂	0.49	43	人来田東山	11.36
21	狐沢山	3.74	44	小松島二丁目	0.63
22	国見四丁目Ⅱ	0.44	45	与兵衛沼	24.89
24	滝沢寺	0.75	46	二ツ沢	7.24

風致地区 (都市計画法)

(8箇所, 270.9ha)

No.	名称	面積(ha)
1	大年寺	67.2
2	八木山	93.9
3	愛宕山	8.6
4	霊屋	10.6
5	大崎八幡	6.0
6	北山	13.3
7	台ノ原	3.2
8	安養寺	68.1

特別緑地保全地区 (都市緑地法)

(6箇所, 99.8ha)

No.	名称	面積(ha)	No.	名称	面積(ha)
1	蕃山	81	4	郷六	12
2	栴江	3.3	5	東原	1.9
3	燕沢三丁目	0.9	6	八木山弥生町	0.7

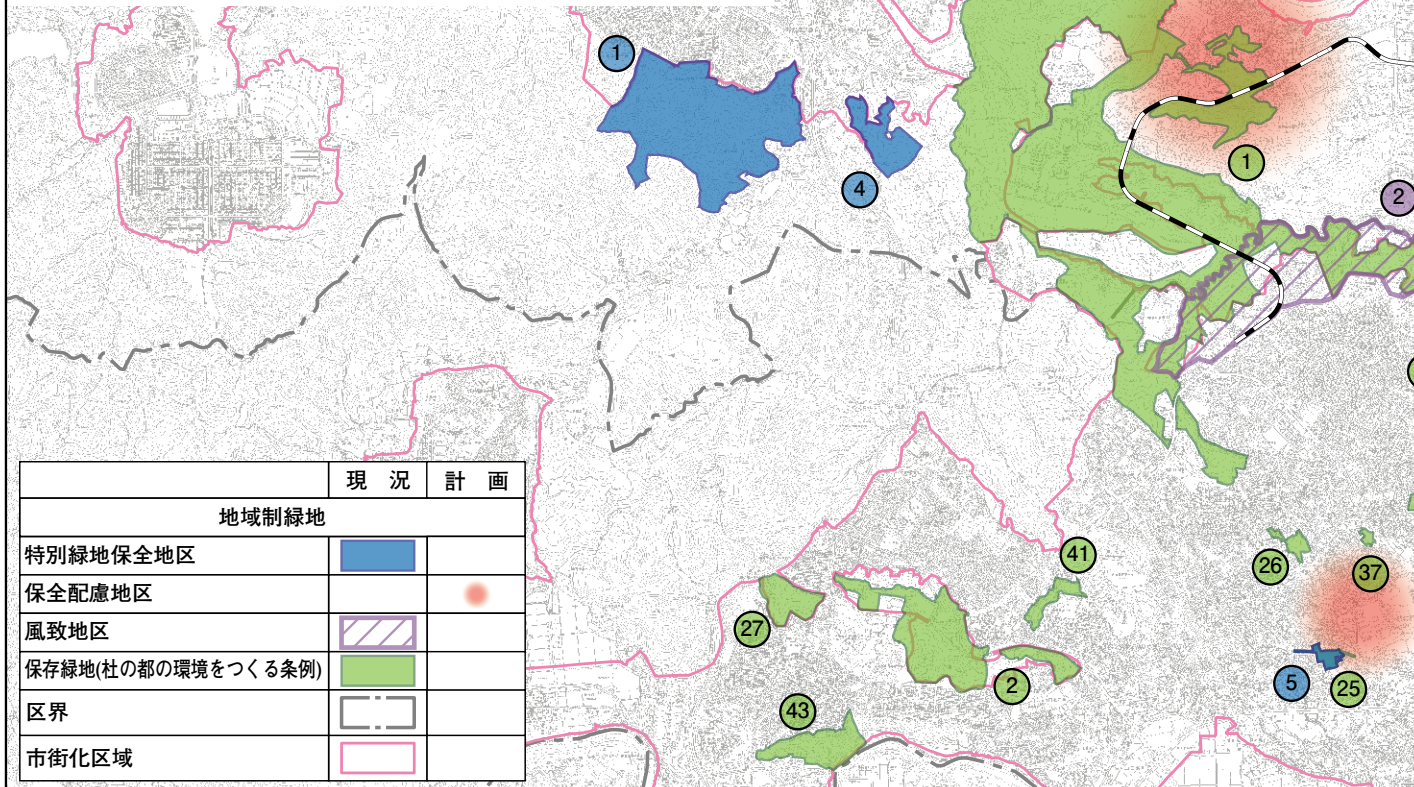


図 - 28 : 保存緑地・特別緑地保全地区・風致地区配置図



保存緑地・特別緑地保全地区・  
風致地区配置図





## 2

## 都市緑化に関すること

## (1) 緑化重点地区の運用

緑化重点地区については、都市緑地法第4条において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」を緑の基本計画に定めることとされており、本市では、平成18年（2006年）3月に「仙台都心部」、平成20年（2008年）3月に「あすと長町」、平成27年（2015年）12月に「卸町」、令和2年（2020年）3月に「泉中央」を緑化重点地区に指定しています。地区ごとの方針に基づき、緑化の推進や緑化助成制度などにより、重点的な緑化の推進を図ってきました。引き続き、4地区について一層の緑化の推進を図るとともに、指定効果を踏まえ、必要に応じて区域の拡大や新規指定について検討します。

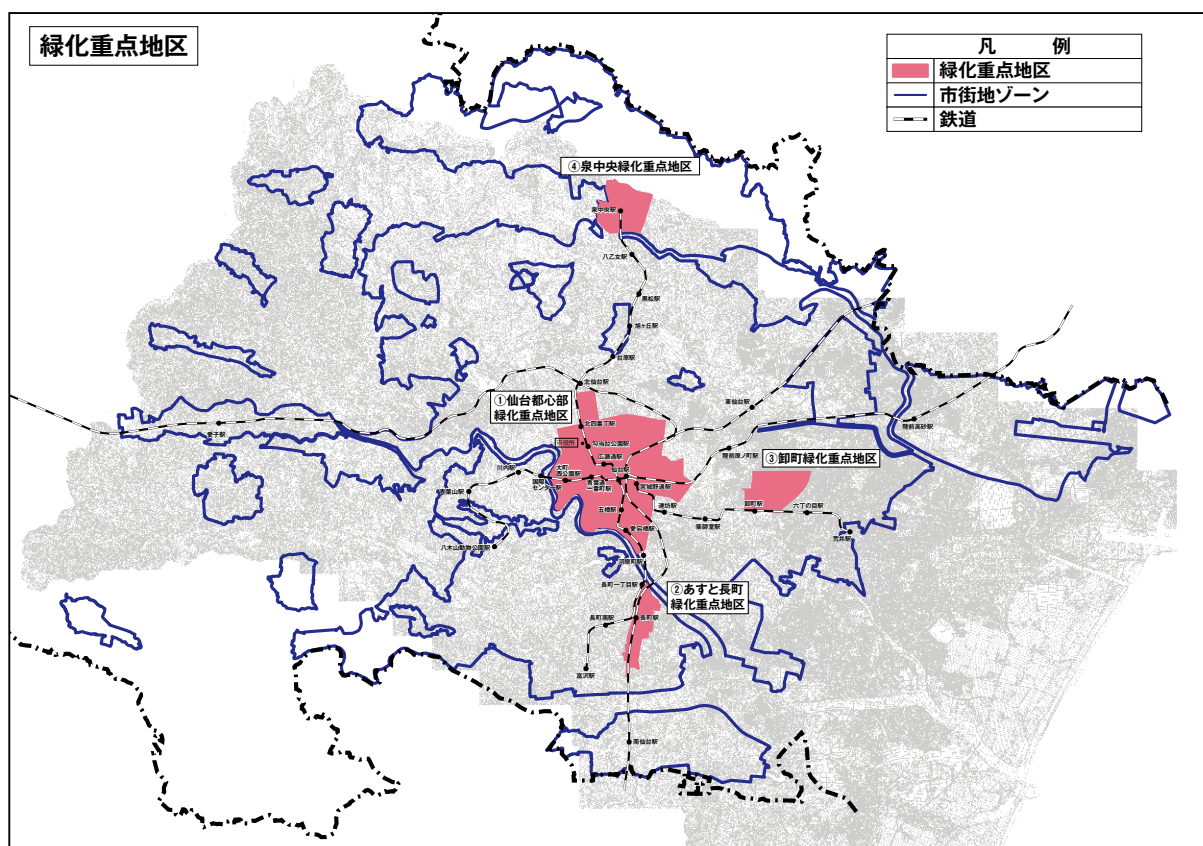


図 - 29：緑化重点地区の位置図



## ①緑化重点地区共通の緑化の方針

### 1) みどりのネットワーク形成

地区内及び周囲の公園緑地、まとまったみどりを有する公共施設等のみどりの拠点とし、地区内の街路樹のみどりの軸と捉え、みどりのネットワークを形成します。また民有地においては、道路空間との連続性のある緑化を推進し、みどりのネットワークの充実を図ります。

### 2) グリーンインフラの推進

地区内では特に都市機能が集積していることから、ヒートアイランド現象の緩和や雨水流出抑制等の機能や、まちで過ごす人のための回遊性・滞留機能を高める目的で、グリーンインフラを積極的に推進します。

#### i) グリーンインフラを推進する助成制度の検討

緑化助成制度を見直し、民有地での屋上緑化や雨庭<sup>あめにわ</sup>などの整備を支援することによりグリーンインフラを推進します。

#### ii) 公共施設におけるグリーンインフラの推進

公共施設の建替え等に際してもグリーンインフラを推進し、民間施設のモデルとなる緑化を図ります。また、都市公園においてもグリーンインフラの推進を図ります。

## ②地区ごとの方針

### 1) 仙台都心部緑化重点地区【約 840ha】(平成 18 年 (2006 年) 3 月指定)

この地区は、「都心部の『みどりの回廊づくり』」(P.86～89 参照)の対象範囲でもあり、また「杜の都・仙台」の玄関口であることも踏まえ、杜の都のシンボルエリアを形成するため、様々な施策を展開します。また、多くの建築物が更新時期を迎えていることを都市緑化推進の契機と捉え、建替え等に際して質の高い緑化を推進します。

#### i) 地区の特性

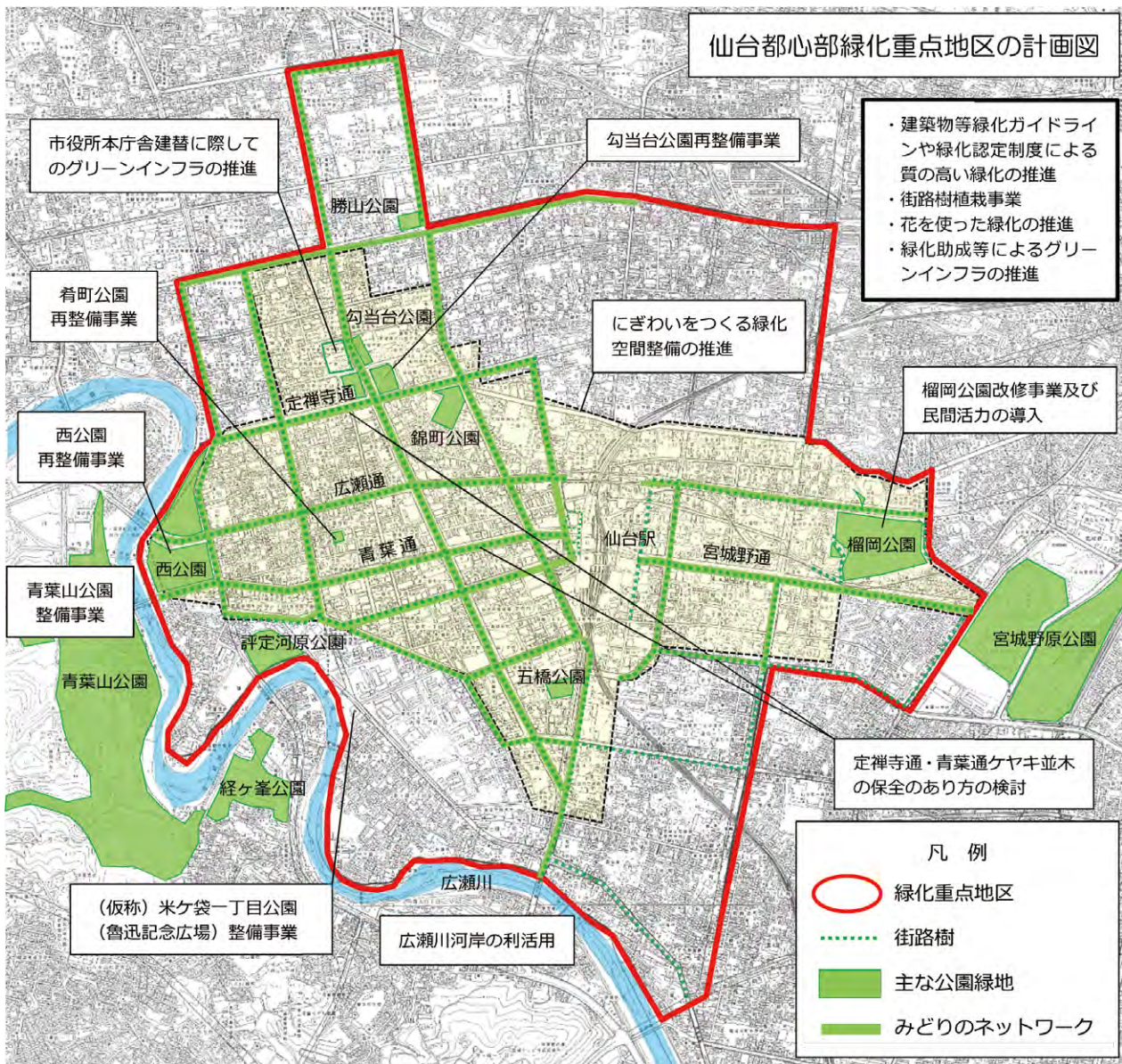
- ・本市の商業、業務、行政の中心となっている地区であり、青葉通、広瀬通、定禅寺通、宮城野通、広瀬川、西公園、勾当台公園、榴岡公園など、仙台を代表するみどりが分布しています。地区内の緑被率は 14.2% (令和元年 (2019 年) 度) であり、街路樹の生育や敷地内の緑化などにより、平成 21 年 (2009 年) 度と比較して 2.5 ポイント向上しています。
- ・都心部の「みどりの回廊」の主要な 10 路線について、人の目線で見える緑の量として緑視率を計測していますが、緑視率の平均は 32.3% (令和 2 年 (2020 年) 度調査) となっており、平成 20 年 (2008 年) 度より比較して 5.5 ポイント向上しています。

#### ii) 緑化計画の方針

#### みどりによる「杜の都・仙台」のシンボルエリア形成

- ・みどりのネットワークを形成する主要路線を中心に、適切な管理・整備による街路樹の充実を図るとともに、沿道の民有地での中・高木による接道部緑化を推進することで、みどりの軸を充実させます。
- ・みどりの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの空間としての活用や、飲食の提供やイベントの開催などにより、にぎわいを創出する空間としての活用を進めます。
- ・市役所本庁舎の建替えに際しては、グリーンインフラの推進等により豊かで機能的な緑化空間を検討します。
- ・公平な公園サービスの提供や、防災の観点から、公園空白地の解消に向けた取組みを進めます。
- ・都市再生特別地区や総合設計制度等において、みどりの多機能性を生かした質の高い緑化を誘導します。また、市民緑地認定制度等の活用により、市民が憩うことのできる新たなみどりのオープンスペースの創出を図ります。
- ・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。





## 2) あすと長町緑化重点地区【約82ha】(平成20年(2008年)3月指定)

この地区は、仙台都市圏南部の広域拠点の形成を目指した土地区画整理事業による都市基盤整備が完了し、商業施設やスポーツ施設、集合住宅の建設が進んでいる地区です。「地区計画」と連携して、みどり豊かで魅力ある街並みの形成を目指した緑化を推進します。

### i) 地区の特性

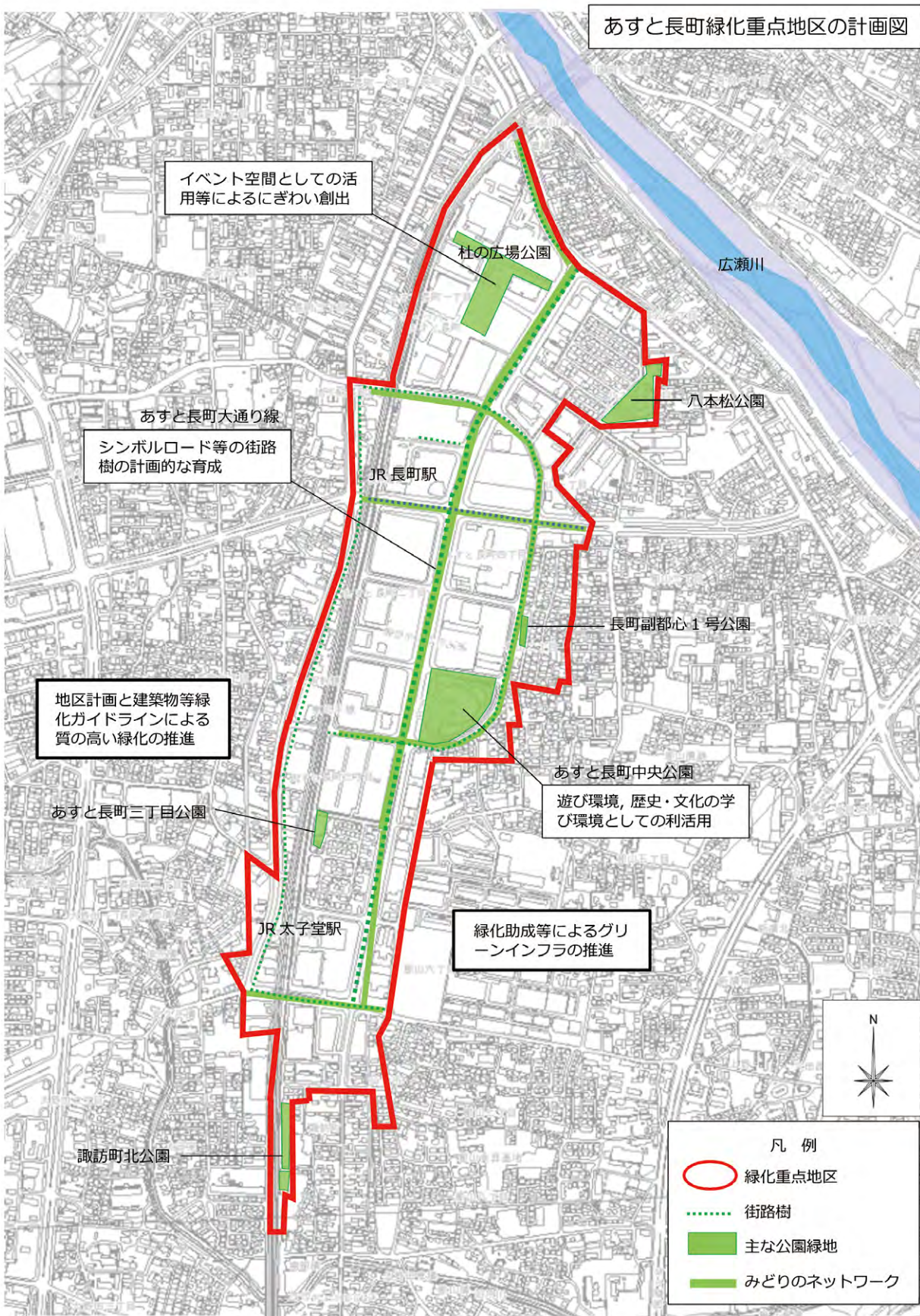
- ・都市基盤整備が完了し、市立病院や大型商業施設により都市機能の集積が進み、地区内の緑被率は、平成21年(2009年)度と比較して6.4ポイント向上し、9.8%(令和元年(2019年)度)となっており、着実に緑化が進んでいます。
- ・商業、近隣商業地域については、地区計画等緑化率条例により、敷地内の緑化率の最低限度を定めた地区もあり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。

### ii) 緑化計画の方針

#### 人の集いと回遊を促すみどりによるにぎわう広域拠点づくり

- ・みどりの拠点となるあすと長町中央公園や杜の広場公園などを憩いの場やイベント空間として活用し、にぎわいを創出します。
- ・地区のシンボルロードである「あすと長町大通り線」を中心に街路樹を育成し、みどりのネットワークを形成します。
- ・民有地においては、地区計画等緑化率条例による10%の緑化率の確保や接道部の緑化を図るとともに、建築物等緑化ガイドラインによる質の高い緑化の推奨をすることで、質・量ともに優れた緑化を推進します。





### 3) 卸町緑化重点地区【約 143ha】(平成 27 年(2015 年) 12 月指定)

この地区は地下鉄東西線の開業を契機に多様な都市機能が複合した新たなまちづくりが進められており、地区で定めた「みんなでつくるまちづくりルール(地区計画)」等と連携して、緑化を推進します。

#### i) 地区の特性

- ・卸町大通りや東の杜大通りのケヤキ並木をはじめとして地区内には多くの街路樹があり、緑被率は 11.5% (令和元年(2019 年) 度) となっており、平成 26 年(2014 年) 度調査より、0.2 ポイント向上しています。
- ・本市で初めて市民緑地契約を締結した卸町二丁目緑地があり、また地区計画を定めケヤキ並木を生かした潤いのある魅力的な景観形成に取り組むなど、市民自らの手によるみどりのまちづくりへの意識が高い地区です。

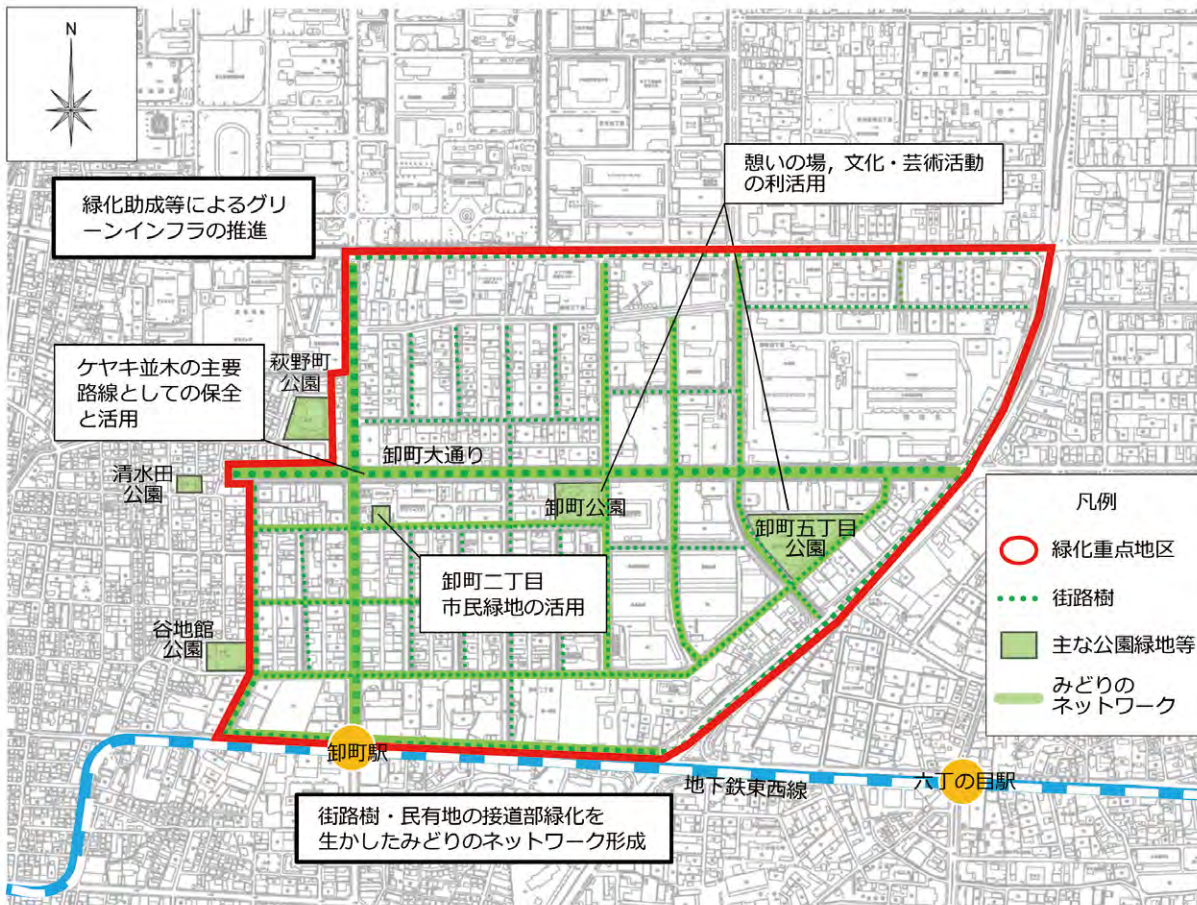
#### ii) 緑化計画の方針

#### 卸・住・文化・芸術を彩るみどりあふれる卸町地区

- ・ケヤキ並木の保全を図るとともに、シンボル路線として適切な維持管理をします。
- ・卸町大通りや東の杜大通りを主軸として、卸町駅から公園や緑地をつなぐみどりのネットワークを形成し、民有地の<sup>せつどうふりよっか</sup>接道部緑化によりこれを補完することで、地区全体ににぎわいと彩りのあるみどりを創出します。
- ・卸町公園や卸町五丁目公園などについて、地区の憩いの場や地域活動、また文化・芸術活動など、多様な生活や活動の場として活用します。
- ・卸町二丁目市民緑地を地区の財産として次世代に継承すると共に、地区のイベントや文化・芸術活動の場として活用します。



卸町緑化重点地区の計画図



#### 4) 泉中央緑化重点地区【約146ha】(令和2年(2020年)3月指定)

この地区は、仙台都市圏北部の広域拠点となる地区であり、商業・業務施設により都市機能が集積しています。今後、地区内の低未利用地等への新たな都市機能の集積が見込まれることや、土地区画整理事業の開始から40年が経過し、建物の更新時期に入ってくることから、更なるなるにぎわい創出を図るとともに、回遊性あるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出をします。

##### i) 地区の特性

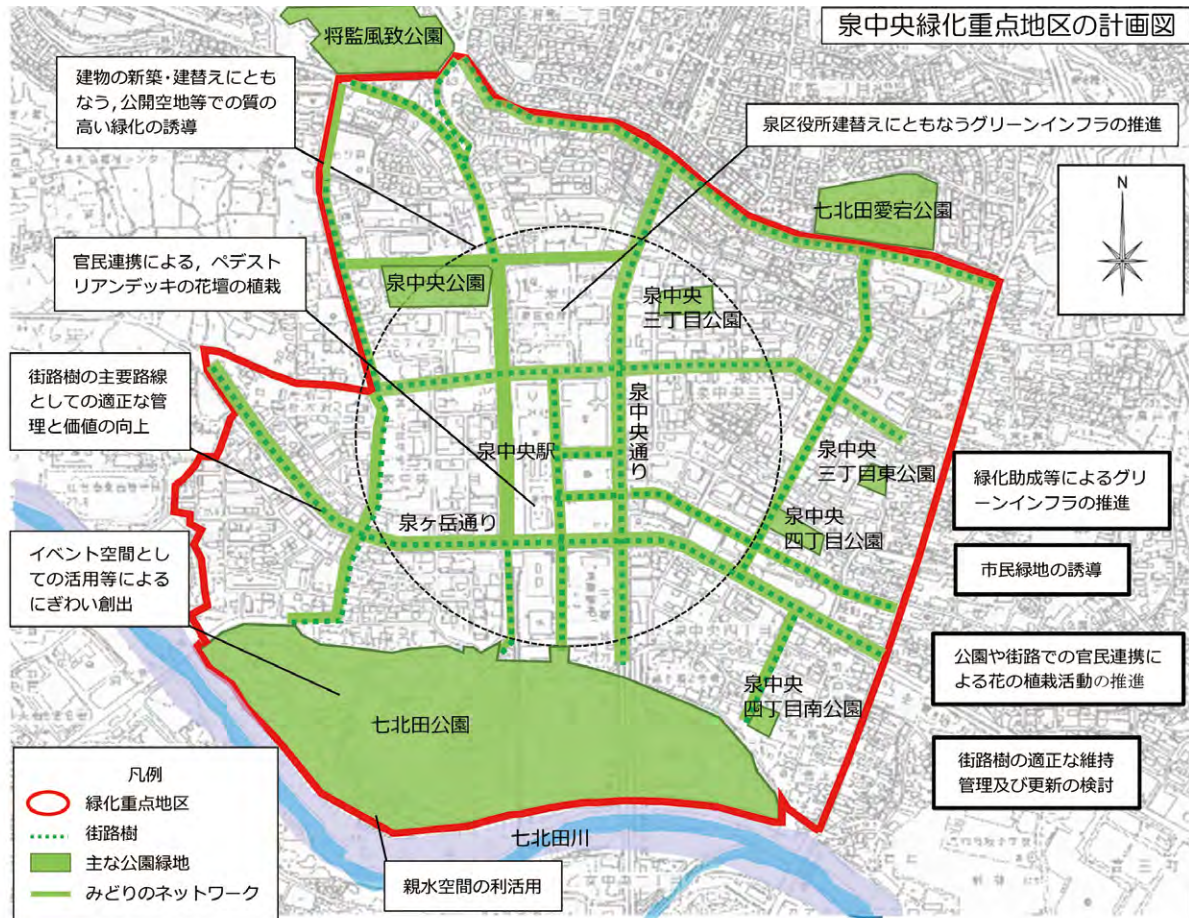
- ・本地区は広域拠点として今後も都市機能の集積が進む地区ですが、まとまったみどりとしては七北田公園や泉中央公園、泉区役所があり、地区内の緑被率は13.4%（令和元年（2019年）度）となっています（七北田公園を除く）。
- ・泉中央駅ペDESTリアンデッキを中心とした花壇整備により駅周辺に彩りを与えているほか、地区内及び地区周辺において様々な主体による花の植栽活動が盛んであり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。
- ・地区の南部には七北田川沿いに七北田公園が整備されており、仙台スタジアムや広大な芝生広場、大型遊具などのレクリエーション施設が設けられ、多くの市民に利用されています。また地区の北部には地域住民に親しまれる将監風致公園と七北田愛宕公園が隣接し、地区の周辺は豊かな自然環境に恵まれています。

##### ii) 緑化計画の方針

#### 豊かなみどり資源を生かした、地域の交流を深めるみどりのしかけづくり

- ・街路樹や公園などのみどりを適切に維持管理するとともに、必要に応じて街路樹の更新を図ることで市街地と七北田川とを結ぶ緑と水のネットワーク形成を図ります。
- ・緑と水のネットワークを拡充するみどりの拠点として、総合設計制度や市民緑地認定制度等を活用した、民有地での新たなみどりのオープンスペースの創出を推進します。
- ・建築物の緑化や、泉区役所をはじめとした建築物の建替えに合わせた透水性舗装や雨庭<sup>あめにわ</sup>の設置等によりグリーンインフラを推進し、快適な都市環境の形成を図ります。
- ・駅前空間を中心として、官民連携による花壇整備を進めるほか、接道部の緑化を推進することで、歩いて楽しい歩行空間の形成を目指します。





## (2) 市街地等における建築物等の緑化の推進

建築物等の緑化については、杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画制度による緑化面積の確保に加え、今後は緑化の質に着目し、以下の方法により、「質の高い緑化」を推進します。

### ①建築物等緑化ガイドラインによる推奨

建築物等緑化ガイドラインを策定し、緑化の具体的な手法等を示すことで、緑化計画制度の運用に際して質の高い緑化を推奨します。

### ②緑化計画制度の見直しの検討

緑化計画制度において、緑化の質に関する基準の策定や緑化面積算定方法等の見直しを検討します。

### ③質の高い緑化の具体化と優良緑化の顕彰

緑化の質を点数化する評価基準の運用や、優良緑化を評価する認定制度の導入します。

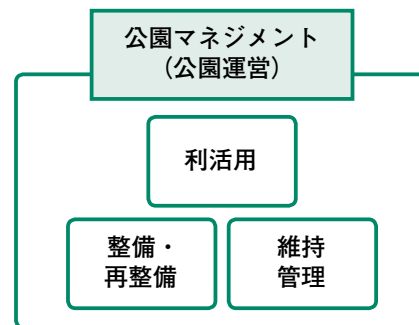


## 3 都市公園に関すること

### (1) 「公園マネジメント」の推進

#### <公園マネジメントの定義>

公園を都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点に立った計画的な整備・管理を行うことで、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能をより有効に活用することで、都市の魅力を向上させる公園運営活動を推進する



#### <公園マネジメントの目的>

- ・公園の有効活用により、都市の魅力を向上させること
- ・公園の適切な整備・管理により、公園の価値を維持向上させること

公園マネジメントを推進するため、基本的な考え方を次のとおり設定し、具体的な取組みを展開していきます。

#### <考え方1> 都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～

(主な対象公園：中心部や地下鉄沿線の公園，総合公園・広域公園等)

- ・まちの中心部や地下鉄沿線において、多様なイベント開催や公園資源の活用等により、仙台文化の発信やまちのにぎわいを創出する公園づくりを行います。
- ・仙台の歴史や文化及び青葉山や広瀬川などの自然を生かし、観光拠点ともなる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を進め、新たな価値を創造する公園運営管理を行います。

#### <考え方2> 地域コミュニティの醸成～地域の交流を育むみんなの公園づくり～

(主な対象公園：街区公園，近隣公園，地区公園，河川公園等)

- ・子育て世代，高齢者，若者などの多様な市民ニーズを捉え，身近な公園となる街区公園においては，地域の顔となるような，特色を生かした公園づくり\*を行います。
- ・規模の大きな公園においては，機能を集積し，多様な利用ができる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を図り，地域ごとの柔軟な公園運営管理を行います。

※地域の特色ある公園づくりのイメージ

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います（169ページ「複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方」参照）。

また、公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園づくりを行います。

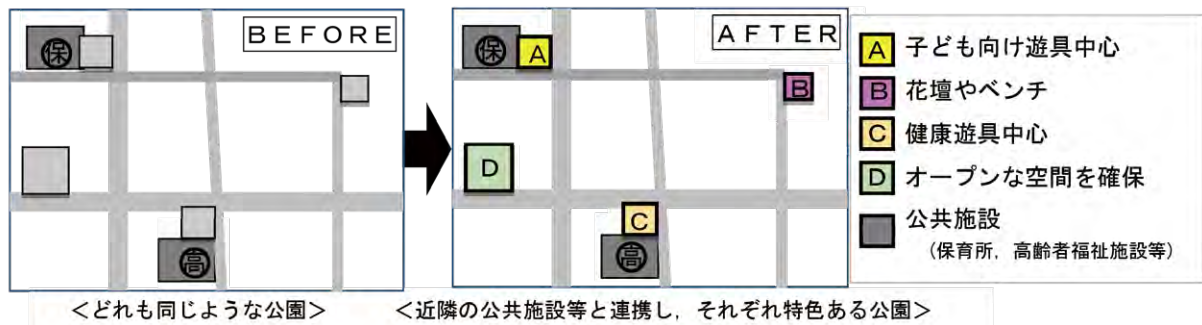


図 - 30：機能分担による整備のイメージ図



## 複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

### ●街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

表-7：街区公園が有する機能と広さの目安

街区公園が有する機能と広さの目安				
種類	機能	防災・環境・景観・休養機能等	子育て・健康づくり・コミュニティ形成・地域の防災拠点機能等	運動・にぎわい創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 m <sup>2</sup> 以上		○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 m <sup>2</sup> ～ 2,500 m <sup>2</sup>		○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 m <sup>2</sup> 未満		○	△ ※一部の機能を確保	—

### ●検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合には、機能分担を検討することとします。

### ●機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

### ●事業の進め方

- ・今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。

### 〈考え方3〉 自然との共生～まちと自然をつなげる身近な杜づくり～

(主な対象公園：風致公園，都市緑地等)

- ・都市部の緑地のネットワークや地域生態系に配慮した緑地管理を行い，生物多様性の保全に努めます。
- ・緑地が市街地に隣接するという立地特性を生かし，自然を学び・遊ぶ公園づくりを行います。
- ・市民活動団体や民間事業者など，様々な団体との連携を強化し，多くの市民が参加できる緑地の保全と利活用を進めます。

### 〈考え方4〉 施設マネジメントの推進～誰もが安全に安心して利用できる公園づくり

(対象公園：全公園)

- ・公園施設について，紫外線による劣化等への耐久性の高い資材を使用するとともに，予防保全等の観点を踏まえた総合改修計画に基づく施設マネジメントを行うことにより，持続可能な公園経営に取り組めます。
- ・公平な公園サービスの提供や，防災の観点から，公園空白地の解消に向けた取り組みを進めます。
- ・誰もが安心して公園が利用できるよう，公園施設のバリアフリー化や，ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・公園緑地の整備を通じ，みどりの有する多様な機能を引き出し，効果的・効率的にグリーンインフラを推進することにより，付加価値の高い公園づくりを進めます。
- ・市民，市民活動団体，民間事業者など，みんなが公園づくりに関わる機会を創出し，みんなが愛着を持てる公園づくりを行います。

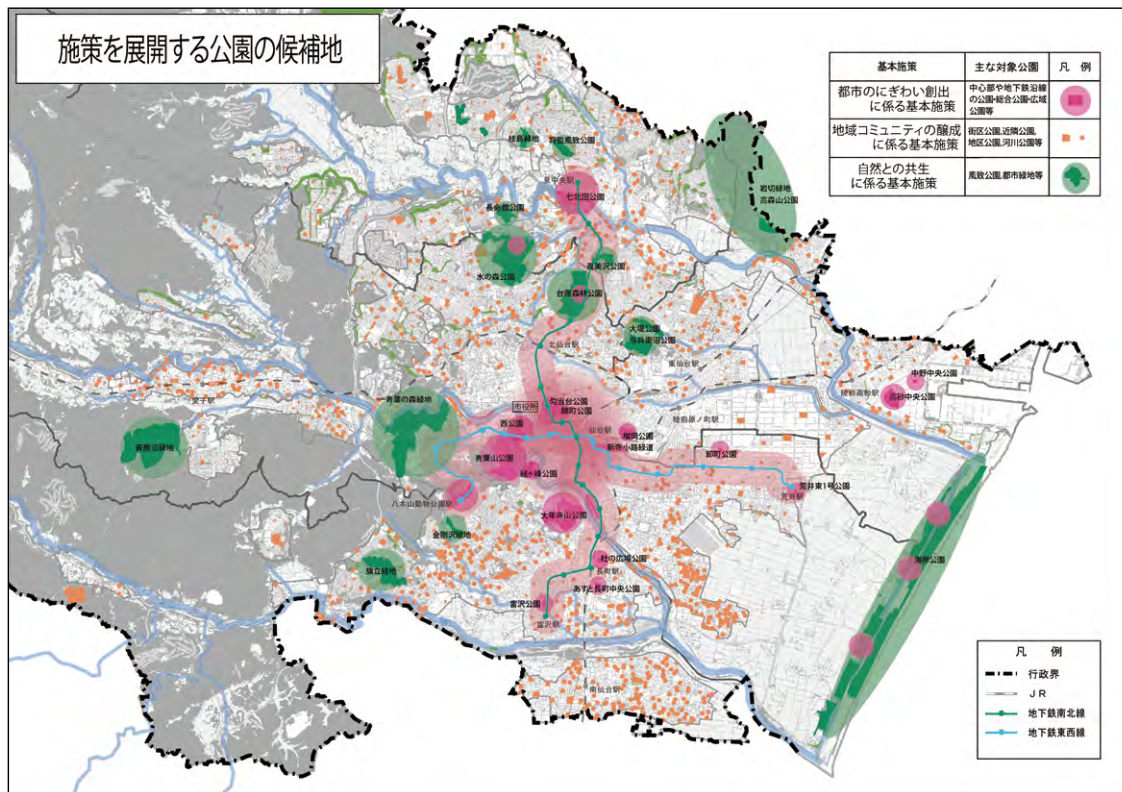


図 - 31： 施策を展開する公園の候補地



## 4

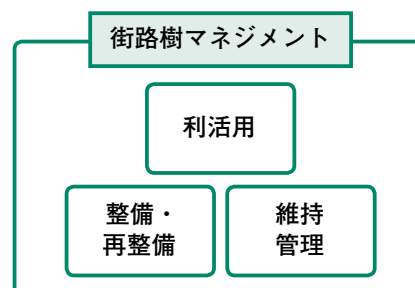
## 街路樹に関すること

## (1) 「街路樹マネジメント」の推進

## ＜街路樹マネジメントの定義＞

街路樹の適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効活用することで、都市の魅力を向上させる活動。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、街路樹の適正な維持管理を行いながら、街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、市民が街路樹に愛着を深め、本市に住んでいることを誇りと思えるように、また、来訪者にとっては何度でも訪れたいような都市であるよう、街路樹による「杜の都」の魅力の向上を推進します。



## ＜考え方1＞ 都市資源としての積極的な活用

街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、みどり美しい杜の都の街路樹の魅力を内外に発信します。

## ＜考え方2＞ 適正な街路樹管理の推進

根上がりによる舗装等の道路施設の破損や根の侵入、落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり、基準不適合箇所を解消を図る安全対策を進めるとともに、これらの予防に資する新技術の導入やこれまで蓄積されたデータの活用等により、財政制約に対応した質・量ともに適正な街路樹管理を行います。

また、適正な街路樹管理及び都市資源として積極的な利活用を図るために、都心部や住宅地等の地域特性や土壌や道路空間等の植栽環境に応じた街路樹整備（再整備）を推進します。

（『街路樹管理による道路空間の安全確保』における更新・撤去の検討項目と再整備（整備）等の留意事項」は172ページ参照）

（『総合的な街路樹管理計画』における路線ごとの管理目標の考え方」は173～177ページ参照）

## ＜考え方3＞ 街路樹管理体制の充実

管理業務の委託方法の見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させます。

## 「街路樹管理による道路空間の安全確保」における 更新・撤去の検討項目と再整備（整備）等の留意事項

### ア. 更新・撤去の検討項目

路線ごとの管理状態を踏まえ、以下に該当する場合、更新・撤去等の改修方法を検討します。対象路線の選定及びその路線での改修方法の決定に際しては、地域との調整を十分に図り、優先順位をつけながら進めていきます。

#### <更新を検討する主な項目>

- ①樹木が大径木化し、植栽空間(生育空間)が明らかに狭く、また、歩行空間が確保できない場合
- ②著しい根上がりが発生している場合
- ③樹木の樹勢不良や枯損木、不健全木（樹木医の専門診断による）が相当数ある場合、もしくは今後発生すると予想される場合等

#### <撤去を検討する主な項目>

- ①基準に適合しない場合
  - a. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、乗入れ施設などの付近で見通しを妨げている場合
  - b. 住宅地などで幅員3.0m未満の歩道に植栽されている場合
  - c. 植栽間隔が狭く、間引きをしても周囲の緑量や景観に大きな影響がない場合
- ②信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ等に近接し過ぎている場合
- ③歩道上に複数列植栽がなされ、沿道にある公園や樹林地と生育空間が競合し、撤去しても、緑量や景観に大きな影響がない場合等

※対象樹木は低木、中木、高木とする。また、a,bは「仙台市歩道等設計基準」、cは「仙台市街路樹マニュアル」に拠る。

### イ. 再整備（更新・補植）、整備（新植）の留意事項

再整備あるいは整備について、従来のような緑量の確保に偏重した方法を採用すると、将来樹木が成長した際に、再び、現在生じている問題を引き起こしてしまう可能性があります。今後は、道路空間や地域特性などに応じた樹種の選定や、新しい技術や材料の導入などにより樹木の生育に適した植栽環境（伸長する根に対応した防根シートや特殊な基盤、大きさに余裕がある植樹柵、樹冠<sup>じゅかん</sup>を拡大させることができる空間など）を整備することで、樹木の良好な成長を促し道路空間の安全を確保するとともに、質の向上を図ることが重要です。



## 「総合的な街路樹管理計画」における路線ごとの管理目標の考え方

### 1. 管理目標タイプの設定 (出典:「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書(平成11年)」文章について一部加筆)

並木としての統一美を表現することを基本とし、街路樹の「樹形」と「大きさ」の管理の目標タイプを設定します。

「樹形」では、樹種ごとの特性を考慮した上で、自然樹形で維持するか、人工樹形として管理していくのか決定します。また、管理適正の評価により、現況樹形が大きく乱れている場合は、樹形再生も検討します。

「大きさ」では、空間適正の評価結果をもとに、空間に余裕がある場合は拡大、既に空間に適正な大きさになっている場合は現状維持、空間に対して大きくなり過ぎている場合は縮小とし、目標樹形の具体的な樹高、枝張り、下枝高を決定します。

なお、同一路線内で大きく成長している個体や若木が補植されてまだ小さい個体等大きさがそれぞれ異なっているのが混在している場合は、目標として定めた大きさに、個々の大きさを照らし合わせ、個体ごとに「拡大」、「現状維持」、「縮小」、「樹形再生」のタイプを設定します。

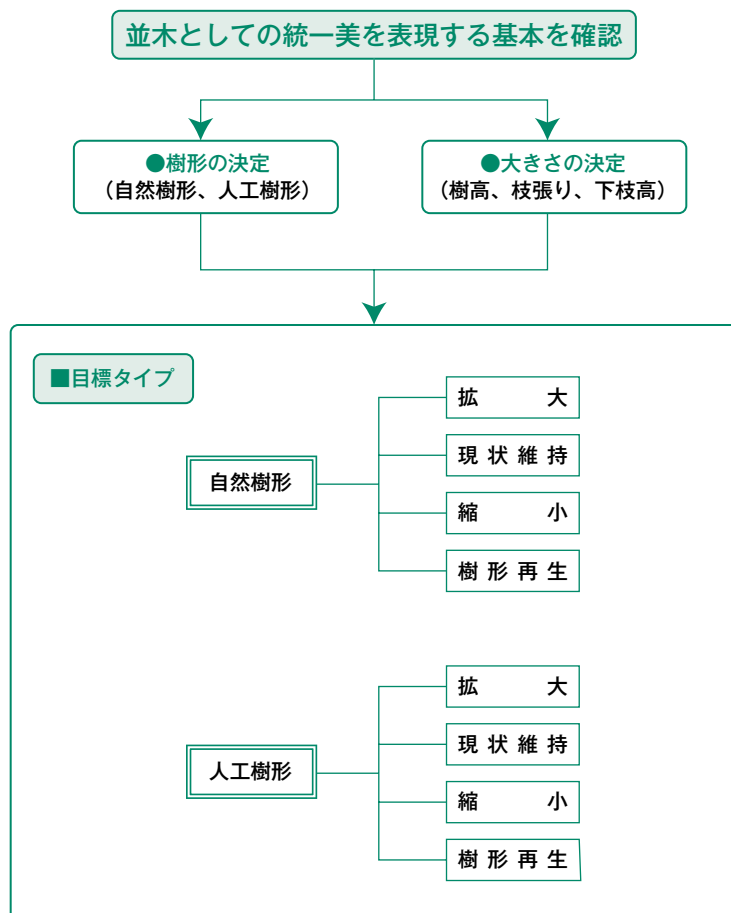


図 - 32 : 目標像タイプの設定

表-8: 目標タイプ別剪定方針

目標タイプ		剪定方針及び留意点
自然樹形	拡大タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然樹形を維持しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。</li> <li>・「枝抜き剪定」を基本に、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、平行枝、立枝等切除すべき枝を中心に間引く。</li> <li>・将来樹形(最終目標)を考慮しながら、早い段階で樹形づくりをはじめることが重要である。それによって、大きくなってから強剪定によって樹形を乱すことを回避する。この場合は、「切り返し剪定」を基本とする。</li> </ul>
	現状維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然樹形で大きさを現状維持していく。</li> <li>・「切り返し剪定」を基本に、自然樹形の柔らかさを維持する。</li> <li>・適切な切り返し剪定が行われないと自然樹形を維持できないので、切り詰め剪定にならないよう留意する必要がある。</li> </ul>
	縮小タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然樹形を維持しながらコンパクトに縮小する。(自然相似形)</li> <li>・「切り返し剪定」と「枝おろし剪定」を基本に、樹形を縮小しながら自然樹形を維持する。</li> <li>・太枝を剪定する手法をとることになるため、切り口からの腐れの侵入を回避する措置が必要である。(防腐剤の塗布等)</li> </ul>
	樹形再生タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の乱れた樹形を自然樹形に再生する。</li> <li>・「切り返し剪定」や「切り詰め剪定」等を組み合わせて、将来の樹形再生過程を考慮しながら比較的大きな剪定を行う。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。)</li> <li>・乱れた樹形を強剪定によって再生し自然樹形を取り戻すために、3~5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。</li> <li>・瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用する。</li> </ul>
人工樹形	拡大タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形に管理しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。</li> <li>・樹形づくりの際に、枝葉を伐り過ぎて樹形を縮小し過ぎないように留意する。</li> </ul>
	現状維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切り詰め剪定」を基本に、樹形を現状維持でコントロールする。</li> <li>・現状維持の剪定を続けていくため、剪定による瘤を生じやすいので、その回避が必要である。</li> </ul>
	縮小タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形でコンパクトに縮小する。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。)</li> <li>・切り口から翌年小枝が多く発生するので、それを整理する管理を予測しておく必要がある。</li> </ul>
	樹形再生タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形で樹形を再生させる。</li> <li>・3~5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。</li> <li>・その他は同上。</li> <li>・瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用。</li> </ul>

## (1) 管理適正の評価

管理適正の評価は、「並木の管理」と「樹木の管理」の2つの視点で行います。並木の管理では、樹形の同形・同大、枝葉密度の同ボリューム等により、統一美の表現を評価します。樹木の管理では、樹冠じゅかんのバランスと形態美、剪定手法の状況について評価します。また、樹種によって、望ましい剪定手法で管理されているかについても評価します。

表 - 9 : 管理適性の評価の視点と具体評価項目

評価の視点		評価の具体項目
並木の管理	統一性が表現されているか	樹形が統一されているか(同形か)
		樹高, 枝張り, 枝下高が統一されているか(同大か)
		枝葉密度のボリュームは統一されているか
樹木の管理	樹冠 <small>じゅかん</small> のバランスがよく, 美性(形態美)が表現されているか	樹種の持つ個性(特徴, らしさ)が発揮されているか
		樹種の持つ個性に応じた剪定手法が取られているか
	剪定の基本が守られているか	瘤がないか
		切り残さずに切り返されているか
		頂部優性が意識されているか

## (2) 空間適正の評価

空間適正の評価は、環境条件（主に空間条件）と現在の樹木の形状からその木らしさが感じられる樹形を考慮しながら街路樹の納まり具合をみることになります。具体的には、対象空間において、対象樹種がその木らしい樹形（望ましい樹高と枝張りのバランス）を維持できる最大の大きさと現在の大きさを比較検討します。

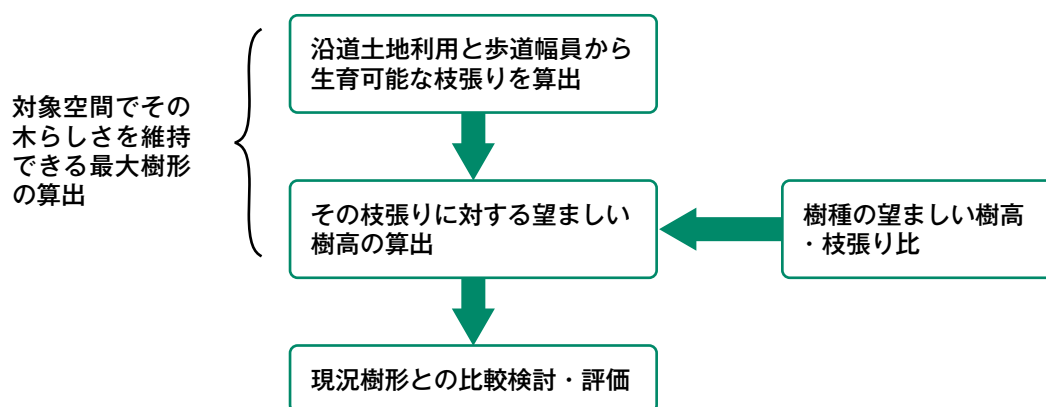


図 - 33 : 空間適正の評価



### ①沿道土地利用に合わせた生育可能な枝張り値

沿道土地利用の違いによって、クリアランス（樹冠と沿道建築物との間隔）に対する要望は異なるため、沿道土地利用毎にクリアランスを定め、下図を参考に生育が可能な枝張りを算出します。

#### 1) 枝張り沿道土地利用と歩道幅員からの生育可能な枝張りの算出

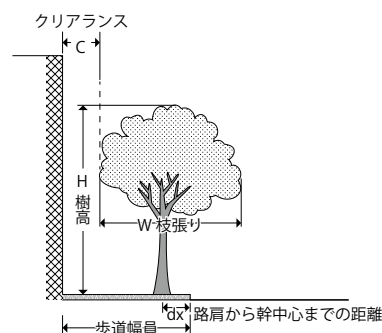
算出式：枝張り（W）＝（歩道幅員－dx－C）×2

dx：路肩から幹中心までの距離

C：クリアランス（樹冠と道路境界（沿道建築物）との間隔）（表－10：沿道土地利用とクリアランスの関係」参照）

表－10：沿道土地利用とクリアランスの関係

沿道土地利用分類	クリアランス
オープンスペース, 公共施設	C=0m
ビル街	C=0.5m
商店街	C=1.5m
住宅街	C=0.5m
その他(工場等)	C=0m



#### 2) 樹高生育可能な枝張りに対する望ましい樹高の算出

算出式：樹高（H）＝枝張り（W）÷枝張り比（表－11：「樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比」参照）

### ②生育可能な枝張りに対する望ましい樹高（最大樹高）

樹種によって樹形はそれぞれ異なりますが、樹形タイプ毎の標準的な樹形における枝張りと樹高の比率から設定された、目安となる望ましい樹高・枝張り比を参考にして、当該路線における生育可能な最大樹高を算出します。

### ③補正

信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ、架空線等の有無や地域要望等の特性を考慮し、1), 2) で算出された大きさを適宜補正します。

表 - 11：樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ 区分	「東京都街路樹マスタープラン検討 委員会報告書」(東京都建設局)…(a)	「道路緑化計画・植栽施 工・管理技術指針」(建設 省九州地方建設局)…(b)	(a),(b)を元に望ましいと 考えられる樹高・枝張り 比(目安)
円錐型	・イチョウ 0.3 ・メタセコイア 0.3	0.2	0.3～0.4
卵円型	・プラタナス 0.5 ・ユリノキ 0.6 ・カツラ 0.4 ・アオギリ 0.7 ・クロガネモチ 0.5 ・シラカシ 0.5 ・コブシ 0.5 ・シンジュ 0.3 ・トウカエデ 0.5 ・モミジバフウ 0.5 ・ハクウンボク 0.6 ・ハナミズキ 0.6 ・ヒメシャラ 0.7 ・ヤマモモ 0.7	0.4	0.4～0.7
球型	・クスノキ 0.6 ・アキニレ 0.5 ・エンジュ 0.5 ・マテバシイ 0.7	0.5	0.5～0.7
盃型	・ケヤキ 0.7 ・トチノキ 0.5 ・ヤマボウシ 0.6 ・ソメイヨシノ 1.0	0.6	0.5～0.7 1.0(ソメイヨシノ)
枝垂れ型	・シダレヤナギ 0.7		0.7

## 2. シンボル路線の設定

各区中心部などで良好な景観を形成し、地域住民から親しみを持たれているような街路樹がある路線について、「シンボル路線」と位置付け、計画的な更新の実施や樹木剪定の頻度にメリハリをつけて維持管理の質を向上させ、景観の更なる向上や良好な道路空間の創出により利活用の促進などを図ることで、街路樹を通じて地域の魅力向上に取り組めます。



出典：仙台市公園緑地協会 提供 (左上, 左下, 右下)

